



ネイチャーポジティブに向けた 投融資チェックリスト

木材 (第1版)



目次

1	チェックリストの目的	3
2	想定される利用場面	3
3	対象コモディティ・課題とセクター	3
4	チェックリストの適用範囲	4
5	木材の諸課題	4
6	チェックリストの構成	5
7	指標の難易度について	5
8	チェックリスト【パートB】利用にあたって	6
	木材チェックリスト	7
■	事前資料 概要	7
■	チェックリスト本体【パートA】社内体制	8
■	チェックリスト本体【パートB】コモディティごとの重点項目	11

著者：WWF ジャパン金融グループ

WWF ジャパン 東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3F

© 2025 WWF Japan

WWF® および World Wide Fund for Nature® の商標と© 1986 Panda Symbol は世界自然保護基金が所有しています。無断転載を禁ず。

FSC® N002174

本コンテンツは、一般的な情報提供を目的としており、いかなる投融資に関する助言を構成するものではありません。WWF ジャパンは、本情報に基づいて行われた投融資判断により生じたいかなる損失についても一切の責任を負いません。

表紙写真：©Gabriel Herrera, ©WWF-Sweden / Ola Jennersten



1 チェックリストの目的

本チェックリストは、銀行やアセットマネージャー(資産運用会社)等の金融機関が、投融資先の事業会社の環境・社会面のリスクの把握と、その対応の適切性についてポイントとなる事項を確認し、エンゲージメントの質を向上させるために作成されたものです。特に、一般的に自然関連の依存・影響が大きい一方で、その確認の難易度が相対的に高い**バリューチェーンにおける企業の取り組み**の進展を目指したものです。

以下を主な目的としています：

- ・バリューチェーンにおけるネイチャーポジティブを目指した課題に対して、事業会社がどのように取り組んでいるかを構造的に把握する
- ・投融資先企業との継続的な対話(エンゲージメント)を促進し、金融機関が求める改善の見える化を行う
- ・事業会社によって最低限実施されるべき取り組みを示し、透明性のある取組の進捗を段階的に確認する

2 想定される利用場面

本チェックリストの活用場面は任意ですが、以下のような場面での利用が想定されます。

- ・新規投融資時のESGリスク確認(スクリーニング/初回対話)
- ・既存投融資先との**定期的なエンゲージメント**(例：年1回のレビュー)
- ・各社の進捗管理と比較分析のベース資料として
- ・自社のポートフォリオにおける自然資本・サステナビリティ関連の取り組み把握

3 対象コモディティ・課題とセクター

本チェックリストは、バリューチェーン上で木材・木材製品を取り扱う企業や環境課題を対象としています。

対象となる主なセクターは以下の通りです：

- ・建設
- ・商社
- ・不動産
- ・その他製造(建材、家具等)
- ・小売業



4 チェックリストの適用範囲

本チェックリストは、木材や木材製品を原料や製品等として「製造・調達・使用・販売」している事業会社に対し、金融機関がバリューチェーン上の、特に原材料調達における環境・社会リスクに関するエンゲージメントを行う際に使用することを想定しています。事業会社が国内外の自社林で直接的に森林経営をしている事業に関してはトレーサビリティの確認が不要であるため、トレーサビリティおよびデューデリジェンスの項目(パートBのステップ4および5)は外部からの木材調達を対象として確認して下さい。なお、ほとんどの指標は、企業全体あるいは調達全体に関わる考え方や取り組みを確認するものであり、生産主体の企業であってもチェックリストの全体的な活用は可能です。

5 木材の諸課題

木材は建材、家具など、私たちの生活に広く使用される基本的な資源であり、住宅・建設など多様な業種で利用されています。原料としての木材は、自然林からの伐採だけでなく、植林地(人工林)からも供給されており、主な原産地には北米、欧州、日本、中国、東南アジア(インドネシア、マレーシア)、ロシア極東などが挙げられます。また、特殊な用途の樹種では南米やアフリカが原産であることもあります。

しかし木材の調達には、複数の自然関連リスクが伴います。最大の課題は森林破壊と劣化です。特に熱帯林では、伐採によって生物多様性が著しく損なわれ、気候変動の抑制に重要な森林の炭素吸収機能が減少しています。森林破壊の背後には、ガバナンスの弱さや腐敗、土地利用計画の不備といった構造的な問題も存在します。また、伐採が先住民族や地域住民の土地・生活に影響を与えるケースも少なくありません。こうした環境・社会課題に加えて、トレーサビリティの確保が困難な場合、企業は調達リスクにさらされ、ブランド毀損や規制対応の遅れといった経営上のリスクも生じます。

事業会社においては、持続可能な木材調達への移行が喫緊の課題です。具体的には、サプライチェーン全体での原産地情報の把握と公開、違法伐採対策の強化、認証未取得地域における改善支援なども重要です。可能な場合には、FSC¹などの信頼できる国際的な森林認証を取得した木材や製品の調達を優先し、持続可能性の確認を行うことが求められます。同時に、スコープ3の温室効果ガス排出量との関係も踏まえて調達方針を整備・運用することが期待されます。

1. Forest Stewardship Council®(森林管理協議会) およびFSCが定める森林認証制度のこと。



6 チェックリストの構成

チェックリストは以下の3部構成です：

■ 事前資料 概要

■ チェックリスト本体【パートA】 社内体制

- ・ 組織体制、ミティゲーションヒエラルキー、人権対応
- ・ 自社拠点での水利用(オフィスでの水利用以外の、ビジネスに関連した水利用がある場合のみ)

■ チェックリスト本体【パートB】 コモディティごとの重点項目

- ・ 当該方針の有無、目標設定、トレーサビリティ、リスク分析等のコモディティ固有テーマ
- ・ 対象とするコモディティにおける複合的な環境課題の初期的な確認

7 指標の難易度について

チェックリスト本体には、複数の指標が用意されています。

これらの指標は、★の数に応じて、一般的な難易度の順に並べられています。

★1つの指標： 既に実施されているべき最低限の内容

★2つの指標： 直近で実施されるべき「必須」の内容

★3つ以上の指標：直ちに実施することができなくても、目指すべき方向性を示した内容

企業の取組状況を把握する際には、どの段階に該当するかを確認することで、実施状況や成熟度をある程度見極めることが可能です。また、次年度に向けた取り組みの方向性を確認することにも使用できます。各指標にチェック欄を設けてありますが、★2つまでは実施／未実施の確認に活用し、事業会社における取組が早期に実施されるよう、金融機関からも働きかけることが期待されます。一方で、★3つ以上の項目については、どのようにして実施していくべきか、改善のための課題の確認など、機械的にチェックしていくばかりでなく、対話のきっかけとなるような使い方が期待されます。

なお、ミティゲーションヒエラルキーの各指標(パートA ステップ2)については、「回避・削減」→「基本的な取り組み」→「現場の改善支援」→「再生・回復(ネイチャーポジティブの実践)」という段階的な構成となっています。このため、より難易度の高い指標(例：★★★)に該当する取り組みがあっても、前段階である★(回避・削減が優先であることの認識)や★★(方針、目標、トレーサビリティの基本的な取り組み)がまだできていない場合には、当該チェック項目(この場合なら★★★)にはチェックを入れないで下さい。ミティゲーションヒエラルキーについては順を追って進んでいることが重要であり、全体として一貫性と実効性のある取り組みであることが求められます。



8 チェックリスト【パートB】利用にあたって

チェックリスト【パートB】は、各セクターにおけるバリューチェーン上の環境・社会的リスクと、それに対する企業の取り組み状況を確認するための対話ツールです。本チェックリストの各ステップは、あらかじめ定められた順序に従う必要はなく、対象企業の状況や対話の流れに応じて柔軟に使用してください。各項目(例：調達方針、トレーサビリティなど)は、セクターの特性や投融資先の状況に応じて、**自由な順序で確認・対話を進めることも可能です。**

本チェックリストは、画一的な評価を目的とするものではなく、バリューチェーンにおけるリスクと対応状況を包括的に理解するための対話のツールです。各ステップはあくまで目安であり、対話の中で適宜変更し、各金融機関の既存の確認項目と統合するなどして利用してください。

例えば、トレーサビリティの確認度合いについて、以下のような細分化を行うことも可能です。

- A. 特定の原材料について、**全体の20%未満**のトレーサビリティが把握されている
- B. 複数の原材料について、**概ね20～50%程度**のトレーサビリティが把握されている
- C. 主要原材料について、**50～80%程度**のトレーサビリティが確保されている
- D. すべての対象原材料について、**80%以上**のトレーサビリティが確保されており、原産地までの追跡が可能である

また、事業会社のベストプラクティスの進展や、新たなモニタリングツールが利用可能になるなどの進捗によって、将来的にはより高度な質問を追加することも可能です。





木材チェックリスト

事前資料

概要

事前確認事項	木材の留意事項
1. 課題の把握 (このコモディティ・テーマで)WWFジャパンがサプライチェーン・バリューチェーンで確認すべきと考える問題・課題	森林破壊、劣化、高い保護価値(HCV ²)の毀損、人権侵害((IPLC ³ との土地紛争、労働安全衛生の課題)
2. 利用できる認証制度	FSC
3. 利用できるツール	WWF Wood Risk Tool : https://www.woodrisk.org/ WWF ジャパン林産物チェックリスト : https://www.wwf.or.jp/activities/eventreport/4683.html
4. 参加が推奨される枠組み等	特になし
5. 事業会社の取り組みで良く見られる誤解、その他金融機関向け注記	<ul style="list-style-type: none">● 日本のクリーンウッド法、欧州木材規則(EUTR)などにより、2000年代から違法木材の法整備は進んだ。一方で、「原産国での伐採時に合法であること」だけを確認しても森林破壊・劣化の有無を確認することはできない。● 2025年時点で、EUTRはEUDR⁴への移行が決まっており、欧州では原産国での合法性を超えて「森林破壊がないこと」を法律で求めていく。2025年時点でグローバルマーケットにおける責任調達⁴の最低ラインは「森林破壊ゼロ・人権侵害ゼロ」であるといえる。

本チェックリストを効果的に活用するには、上記概要の記載内容に加え、指標毎に「留意事項」が記載されている場合は、そのポイントを事前に理解しておくことが重要です。例えば、金融機関にとっては、企業の掲げる方針と実際の目標が整合的かどうか、バリューチェーンのどの部分にリスクが集中しているか、といった判断が難しい場面もあります。そうした際の注意点やヒントも「留意事項」に含まれていますので、チェックリストを使う前に必ず内容を確認してください。

2. High Conservation Valueの略で、生物多様性や地域文化など、保全すべき重要な自然・社会的価値、またはそれらを持つ地域のこと。

3. 先住民民族および地域コミュニティ (Indigenous Peoples and Local Communities) の略。

4. EU Deforestation Regulation: EU森林破壊防止法の略。

ステップ	指標番号	難易度	確認項目	コモディティ、イシュー毎の留意事項	金融機関チェック欄
1 社内体制	A-1-1	★	従業員へサステナビリティや持続可能な調達・環境保全の研修機会を提供している。		<input type="checkbox"/>
	A-1-2	★	自然関連の責任を経営レベルの職位または委員会に割り当てている。		<input type="checkbox"/>
	A-1-3	★	定期的なTNFD開示をしている／TNFD(アーリー)アダプターである。		<input type="checkbox"/>
	A-1-4	★★★	環境・人権NGOなどを含む、外部有識者との定期的な意見交換の場を設けている。外部有識者との意見交換が原材料調達やデューデリジェンス等を担当する部署に届き、実際の運用に反映される体制がある。		<input type="checkbox"/>
2 ミティゲーション ヒエラルキー	A-2-1	★	バリューチェーンを含むネガティブインパクトの低減が再生や回復に優先することを対外的に表明している。		<input type="checkbox"/>
	A-2-2	★★★	B-2-2、B-3-2、B-4-2の全てが実施されている。		<input type="checkbox"/> ⁵
	A-2-3	★★★★	生産者やサプライヤーへの改善支援を行っている。	小規模林家を対象としたグループ認証取得支援などが該当する。	<input type="checkbox"/> ⁵
	A-2-4	★★★★★	該当するコモディティ／イシューについて、回避、削減を超えたNPの取り組みを実施している。	劣化した森林の再生に投資し、生物多様性の向上や炭素吸収の促進、地域コミュニティの生計を向上させるプロジェクトへの投資などが該当する。	<input type="checkbox"/> ⁵

5. これらの指標は、より相対的に難易度の低い指標が全て実施された後にチェックすることで、ミティゲーションヒエラルキーの順序に留意する(例；★★★★に該当する取り組みがあっても、★と★★★の実施が確認できた後にチェックする)。

ステップ	指標 番号	難易度	確認項目	コモディティ、イシュー毎の 留意事項	金融機関 チェック欄
3 人権対応	A-3-1	★	ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)、ILO条約やOECD多国籍企業ガイドライン等の国際規範を把握し、人権方針を策定している。		<input type="checkbox"/>
	A-3-2	★★	自社による是正・救済が必要な場合、対応を実施し、その概要や件数を開示している。		<input type="checkbox"/>
	A-3-3	★★★	IPLCや影響を受けるステークホルダーを含む、バリューチェーン全体を対象としたグリーンバンスメカニズムを構築している。		<input type="checkbox"/>
	A-3-4	★★★★	バリューチェーン全体を対象とした人権デューデリジェンス実施体制を構築している。	労働安全衛生、IPLCに対するFPIC ⁶ の徹底がデューデリジェンスの内容に含まれている。	<input type="checkbox"/>
	A-3-5	★★★★★	バリューチェーンでは是正・救済が必要な場合、関連するサプライヤーや二次サプライヤーに対する対応を実施している。		<input type="checkbox"/>

6. Free Prior and Informed Consent (自由で、事前の、十分な情報に基づいた同意) の略。

自社拠点での水利用				
ステップ	指標番号	難易度	確認項目	金融機関 チェック欄
4 自社拠点での 水利用	A-4-0		自社拠点での水利用（オフィスを除く、農業や工業での利用）がある。 ※「有」の場合、A-4-1からA-4-7を確認／「無」の場合、B-1-1へ	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	A-4-1	★	自社拠点においてWater Risk Filter、Aqueduct等のリスク把握のためのツールを用いた水リスク分析が行われている。	<input type="checkbox"/>
	A-4-2	★	<ul style="list-style-type: none"> 水量（水の効率的利用、湯水／水ストレス）についての分析が行われている。 自社拠点での水の効率的な利用や、汚染の防除の取り組みが実施されている。 	<input type="checkbox"/>
	A-4-3	★★	水ストレス（湯水）以外の指標（汚染・洪水・評判・ガバナンス等）についても分析されている。	<input type="checkbox"/>
	A-4-4	★★	将来予測（気候変動シナリオ分析を含む）に基づいた分析がされている。	<input type="checkbox"/>
	A-4-5	★★★	WASH（水と衛生）や、洪水等の水が起因となる自然災害への対応がされている。	<input type="checkbox"/>
	A-4-6	★★★★	水ガバナンスへの働きかけを行っている（例えば、産官学+金融といった多様なステークホルダーと地下水保全の取り組みを行っている等）。	<input type="checkbox"/>
	A-4-7	★★★★★	水関連の目標がローカルの状況を捉えたもの（Contextual Targets）となっている（例えば、自社のサプライチェーンの水リスク分析を元に、リスクの高さに応じた目標設定を、水量・水質・洪水・WASH（水と衛生）、水ガバナンスの5つのリスクカテゴリーで設定している）。	<input type="checkbox"/>

ステップ	指標番号	難易度	確認項目	コモディティ、イシュー毎の留意事項	金融機関チェック欄
1 課題認識	B-1-1	★	概要1の課題認識がある。		<input type="checkbox"/>
2 方針	B-2-1	★	<ul style="list-style-type: none"> 当該コモディティについて、基本的な内容を含む調達等の方針がある；または 「生物多様性」「サステナビリティ」「ネイチャーポジティブ」などの方針の中で、当該の問題、課題、イシューに言及している。 		<input type="checkbox"/>
	B-2-2	★★★	方針に必要な要素が網羅され、内容が国際標準に沿っている。	方針に必要な要素は以下： <ul style="list-style-type: none"> 森林破壊ゼロ 達成目標年 カットオフデート（森林破壊行為を容認できない最後の日） IPLCの権利尊重 	<input type="checkbox"/>
	B-2-3	★★★★	B-2-2に相当する方針の適用範囲が包括的である。	<ul style="list-style-type: none"> 方針の範囲に、ボード類が含まれている。 	<input type="checkbox"/>
3 方針に対応した目標設定と開示	B-3-1	★	方針に基づく基本的な数値目標と達成年がある。		<input type="checkbox"/>
	B-3-2	★★	B-2-2の方針に対応し、内容的に一致している目標が設定されている。	<ul style="list-style-type: none"> 方針で森林破壊ゼロ・人権配慮を目標に掲げているのに、運用では伐採時の合法性のみを確認した木材を購入すれば良いことになっている場合、「伐採時の合法性＝森林破壊ゼロ・人権配慮ではない」ことに注意。 確認手段として森林認証を使う場合は、当該認証が方針で掲げる「森林破壊ゼロ・人権配慮」を担保するかどうか、精査が必要。 	<input type="checkbox"/>
	B-3-3	★★★★	達成年の手前の中間目標がある。		<input type="checkbox"/>

ステップ	指標番号	難易度	確認項目	コモディティ、イシュー毎の留意事項	金融機関チェック欄
3 方針に対応した目標設定と開示	B-3-4	★★★★	方針「B-2-3」に対応する目標達成を目指している。		<input type="checkbox"/>
	B-3-5	★★★★	該当する場合、国際基準に準拠した詳細目標を策定している。	SBTs for Natureの公表されているガイダンスに沿うことが望ましい。	<input type="checkbox"/>
4 トレーサビリティ	B-4-1	★	質問票を送る等、一次サプライヤーヒアリングを開始している。		<input type="checkbox"/>
	B-4-2	★★	意味のあるデューデリジェンスが実施可能なレベルでトレーサビリティを把握している(金額/ボリューム等で70%以上程度)。	樹種が分かっており、且つ、州・地域レベルまでのトレースが取れている。	<input type="checkbox"/>
	B-4-3	★★★★	トレーサビリティをGeo Locationレベルで把握している(高リスクな地域をカバーし、金額/ボリューム等で70%以上程度)。	森林破壊・人権・環境リスクの高い産地および樹種の場合は、林区(Forest Management Unit)までのトレースが取れている。	<input type="checkbox"/>
5 デューデリジェンス	B-5-1	★	概要1の課題について、基本的なリスク分析を開始している。	最低限のトレーサビリティ(B-4-2相当)確認により、森林破壊・人権・環境リスクの高い産地および樹種を把握している。	<input type="checkbox"/>
	B-5-2	★★	概要2で挙げた信頼できる認証制度をデューデリジェンスに活用している。	当該森林認証が何を担保し、しないのか把握するために、制度自体の精査を実施したうえでデューデリジェンスに活用している。	<input type="checkbox"/>
	B-5-3	★★★★	現地調査などテーマ毎の詳細なリスク評価や法的要件を超える先進的デューデリジェンスを実施している。	森林破壊・人権・環境リスクの高い産地および樹種を把握し、高リスク産地・高リスク樹種に関しては以下のような追加装置を講じている。 <ul style="list-style-type: none"> • FSC認証など国際的に信頼性の高い認証材の活用 • 追加デューデリジェンス(サプライヤーへの根拠資料要求、現地踏査)による取引継続の可否判断 <p>なお、デューデリジェンスは第三者レビューされていることが望ましい。</p>	<input type="checkbox"/>

ステップ	指標 番号	難易度	確認項目	コモディティ、イシュー毎の 留意事項	金融機関 チェック欄
6 クロス カッティング	B-6-1	★★★★★	スコープ1～3のバリューチェーン全体で、GHG排出量(エネルギー起源GHG及び土地・生物由来GHG(土地利用変化からの排出を含む))を測定している。	対象に該当する場合は、SBTi FLAG目標を設定し認定されることが望ましい。	<input type="checkbox"/>
	B-6-2	★★★★★	トレーサビリティに基づき原産地での水リスク(流域、排水システム、灌漑等)を特定・評価している。	原材料を生産する森林の水リスクについて検討を開始する。	<input type="checkbox"/>
	B-6-3	★★★★★	原産地において概要1の課題および水リスク以外の自然関連リスクを特定している。	特定している自然関連リスクを明示する。	<input type="checkbox"/>



©Martin Harvey



人と野生生物が共に自然の恵みを
受け続けられる世界を目指して、
活動しています。

together possible™ wwf.or.jp

© 1986 Panda symbol WWF – World Wide Fund For Nature (Formerly World Wildlife Fund)
® "WWF" is a WWF Registered Trademark. WWF, Rue Mauverney 28,
1196 Gland, Switzerland – Tel. +41 22 364 9111; Fax. +41 22 364 0332.

詳細やお問い合わせについては、WWF日本のウェブサイト www.wwf.or.jp をご覧ください